
第9回泉南市教育問題審議会 会議録

【日時】 平成20年1月30日(水) 午後3時～4時40分

【場所】 泉南市埋蔵文化財センター 講堂兼視聴覚室

【出席者】(委員) 17名中 15名出席 2名欠席
(事務局) 12名出席

【傍聴者】 11名

【議事日程】 1. 開会
2. 会長挨拶
3. 議事
 (1) 学校規模適正化にむけての校区再編に伴う審議会案の作成について
 (2) その他
4. 閉会

第9回 教育問題審議会 会議録

日時： 平成20年1月30日(水)

午後3時～4時40分

場所： 泉南市埋蔵文化財センター講堂兼視聴覚室

教育部長 それでは、時間が参りましたので、開会したいと思います。

皆さん、どうもこんにちは。本日は御多用の中、御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、第9回教育問題審議会を開会させていただきます。

なお、本日は既に出席委員が過半数を超えておりますので、適法に成立しておりますことを御報告させていただきます。

本日は、事前に、中学校PTA代表のT委員、区長会代表のF委員から欠席の御通知がありましたので、御報告いたします。

また、当審議会の議事録は泉南市情報公開条例に基づきまして、請求があれば公開対象となります。発言者の氏名は原則としてそのまま公表することになっておりますので、御承知おきください。ただし、ホームページでの議事録の公表につきましては、氏名についてはアルファベットといたします。

では、事前配付させていただきました資料は、本日、御審議いただくたたき台となります審議会案でございます。また、本日の配付資料につきましては、ペーパー2枚と、それから、審議会案の校区図になってございます。

ペーパーにつきましては、鳴滝一・二小統合から一丘小学校までの児童数を記入した分、それと、地区別児童数ということで、平成19年12月1日現在の信達小学校区の地区別児童数の資料と、それから、この地図ですね、審議会案の校区図の資料となっております。

御確認いただきまして、もしなければ、予備がありますので、また配付いたしたいと思います。

それでは、会長の方にバトンタッチさせていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

寒い中、審議会に御参集いただきましてありがとうございます。

第9回の審議会ということでありまして、随分やってきたなというふうに、回数をながめながらも感じているところでございます。

皆さんの熱心な御議論によりまして、ようやく、審議会案の一つの形が見え始めてきたのではないかと思います。

本日も、熱心な討議によりまして、よりよい案をまとめていただきますようお願いをして、ごあいさつにかえたいと思います。

それでは、本審議会は公開が原則となっております。本日、傍聴の申し込みはありますでしょうか。

それでは、傍聴申し込みがあるようです。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

それでは、傍聴を許可しますので、事務局の方、入場の誘導をしてください。

(傍聴者入場)

会長 それでは、本日の議事に入っていきたいと思います。

前回の審議会では、会長試案として提案をいたしました、学校規模適正化に向けての校区再編案につま

して、審議委員の皆さんから積極的な意見をいただけてきたところであります。

本日の審議会におきましても、貴重な御意見をお願いしたいと思いますが、そのためにも、この前の審議会の議論を受けまして作成をいたしました審議会案を、事務局の方から皆さん方に事前に配付をさせていただきました。まず、その審議会案、少し、ページ数、分厚くなりますので、事務局の方に代読をお願いしたいと思いますので、事務局の方、よろしく願いいたします。

教育部参与

ちょっと長いので、座って読ませていただきます。

泉南市教育問題審議会案 平成20年1月30日

1. 諮問内容について

平成16年4月に、泉南市教育委員会より、「これからの泉南市の教育のあり方について」の諮問を受けた前教育問題審議会は、就学前教育部会、学校教育部会、地域家庭教育部会の3部会に分かれ、幼稚園、学校、地域家庭の今後のあり方について話し合いを重ね、平成18年3月に答申を出すに至った。

しかし、学校教育部会における、「学校規模適正」に向けての校区の再編については、審議会の中間報告において示した具体案に対し、一部、住民から反対意見が出され、それをきっかけとして、これにかかわる部落差別事象が発生したために、住民の意見を聞き、調整する時間的余裕を失う結果となり、具体案を作成するには至らなかった。

本審議会は、前審議会答申における、「平成18年審議会における学校規模適正化の具体案の議論は、今般生起した部落差別事象を踏まえ、本答申における以下の方策を基本として、詳細の調整を行うものとする。」という文言に基づき、答申に示された教育の基本理念と新たな施策の展開を実現するための、「学校規模の適正化」の具体案作成について諮問されたものである。

2. 審議の前提となる前審議会答申が示した「学校規模適正化」にかかる認識

ここで、再度、本審議会の審議の前提となった、前審議会答申が示した「学校規模適正化」にかかる認識について整理する。

前審議会学校教育部会に与えられた学校規模適正化にかかわる任務

泉南市においては、人口変動やその他の理由で、過去に小中学校の増設や校区再編を実施してきたが、近年の急速な少子化や、市内の宅地開発の粗密の差異によって、校区ごとの児童・生徒の人数に不均衡が生じている。これらの不均衡がどの程度のものであり、それが将来において、泉南市の教育に及ぼす影響を診断し、不均衡是正の是非と、是正するのであれば、その具体的方策の検討が専門部会に与えられた任務であった。

大規模校にかかわる認識

人口増による大規模校化は、教室の不足、特別教室の不足や利用頻度の低下、校庭の過密など、教育活動の適切な運営に大きな支障をもたらし、児童・生徒の健全な発達及び個性と学力の伸長にとって妨げとなる。また、学校規模の増大は、互いに顔や名前も知らないという事態をふやし、人間関係の希薄化を生み、温かい人間関係の中で教育を行うことが困難となる。過度の大規模化は一刻も早く改善されるべき問題である。

小規模校にかかる認識

少子化の急激な進行により、泉南市においても、著しく学級数の減少が進行する学校が幾つか生じている。学校の小規模化は、地域との密着や家族的な雰囲気の中で、子ども一人当たりに対する教員数ほかの

資源においてゆとりが生じるなど、当該校においてメリットをもたらしてきた側面もある。ただし、そのメリットは子ども一人当たりの公費支出が小規模校では他校よりも相当大きくなり、その面での不均衡を拡大させることにも注意が必要である。

しかし、その一方で、クラス替えができないことによる人間関係の固定化によって、いじめなどの人間関係の問題に対応しにくい構造を生み出し、クラス活動やクラブ活動などの集団活動が困難となり、選択肢が限られるなどのデメリットも大きい。

特に、近年では、小集団指導や選択科目など、教科・領域に応じた柔軟な集団編成によって、一人一人の個性と学力を最大限に伸ばす教育方法が注目されているが、小規模校での実施は大変困難である。また、担任数の減少によって、教員一人当たりの学校業務負担が大きくなり、場合によっては十分な対応ができない事態が生じることとなる。

学校規模適正化のための原則

教育理念を尊重し、財政とのバランスがとれた適正化

将来における適正化措置を見通した方法の選択

子どもの最善の利益を優先する適正化

人権を尊重する適正化

中学校区の教育コミュニティづくりを基盤とする適正化

以下につきましては、資料として後ろに載せさせていただいております。

3. 審議の経過及び審議会案作成の視点

平成18年7月に、泉南市における小学校の適正規模・適正配置に関して、本審議会がスタートし、審議を重ねてきた。

本審議会の立ち上げは、前の審議会での校区再編にかかる審議途中で、同和地区を含む校区を忌避するという差別事象が生起し、校区再編の審議が十分にできなかったことにある。

本審議会においても、審議の中で差別事象の内容を確認するとともに、差別を許さないとの視点で議論を深めることを確認した。

また、学校規模適正化の方策を検討するに当たり、大人の事情や利害ではなく、子どもの最善の利益を優先する適正化ということで議論を深めることも確認した。

これらの確認を経て、学校施設の様子、通学路などを審議会として見て回るとともに、学校長からの意見聴取、教職員からのアンケート調査、4中学校区での市民と語る会を通して、保護者や地域住民からの意見聴取を行った。

泉南市の人口動態、とりわけ、児童数の動向について、最新の詳細なデータ分析を行い、客観的で科学的な根拠に基づく結論を導き出すことに努めた。

これまでの本審議会の議論を受け、

- (1) 子どもの最善の教育を受ける権利を実現
- (2) 差別を許さない
- (3) 科学的な根拠に基づく結論を導き出す

の3点を、学校規模適正化を検討する際の柱とし、会長試案を作成した。

その後、会長試案をもとに、議会、PTA、区長会をはじめ関係団体からの意見集約を行い、試案に対する意見の論点整理を図り、本審議会案を作成した。

本審議会では、「適正化にあたっては、本教育問題審議会において確認された教育理念がより促進される方向で方法を選択する必要がある」という前審議会答申を踏まえ、泉南市の教育の現状維持ではなく、前審議会答申で示された教育課題の克服、教育理念の実現のための適正化をめざし、審議を重ねてきた。

その視点で、本審議会案に対する市民の皆様からのパブリックコメントを求め、その後、それらも参考にしつつ、最終答申をまとめたいと考えている。

4．学校規模適正化について

4 - 1．学校規模の適否の状況

前審議会の答申を受けて、適正な学級規模のガイドラインとして、国の現行法が、『小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の状況、その他により、特別な事情のあるときは、この限りではない』（学校教育法施行規則第41条、中学校は第79条で準用）と述べていること、大阪府学校教育審議会答申が、『小学校は少なくとも1学年各2学級（12学級）、中学校においては、同様に1学年各4学級（12学級）程度の規模が望ましい』（平成10年5月21日第2分科会答申）と述べていることを参考として、以下のように学校規模の適正基準を設定する。（いずれも1学級定員40人を基準とする。）

4 - 2．適正化の対象認定

大規模校の是正

泉南市としては、急速に少子化が進行していると思われるが、一部校区については、宅地開発等に伴い人口増となり、結果として、大規模校が存続する状況がある。

泉南市としては、普通学級が25学級以上の学校については、速やかに適正化の措置を講ずることとし、19学級以上24学級以下の学校については、総合的な政策により18学級以下にすることをめざす。

この基準に照らした場合

前審議会を対象認定されていた樽井小学校については、現状は27学級あるが、平成25年度には20学級になり、以後、児童数は減少傾向にある。しかし、当面は25学級以上あり、今後も、19学級以上が見込まれるため、総合的な政策により是正措置が必要である。

信達小学校については、現状で25学級となっており、今後、児童数は増加傾向にあり、平成25年度には930名を超え、27学級になると推測されるため、ただちに是正が必要である。

小規模校の是正

少子化の急激な進行により、泉南市においても、著しく学級数が減少し、小規模校化してきている。その結果、各学年1学級になったり、1学級の学級規模が非常に少人数であったり、安定的な2学級の維持ができず、毎年、学級数の変動を気にしなければならない状況が生まれている。

6学級未満の学校については、速やかに是正措置をとることとし、6学級以上11学級以下の学校については、総合的な政策により12学級以上にすることをめざす。

この基準に照らした場合、

東小学校については、児童49人、4学級となっており、今後も減少傾向にある。この後の人口減少によって、学級数減少はさらに進むと予想され、早急な是正が必要である（そのための措置として、平成19年度より、すでに特別認定校制度を実施している）。

鳴滝第一小学校は6学級であり、今後も、全学年単学級の状態が続き、さらに、1学年の人数は10人前後で推移していくことが予想される。

鳴滝第二小学校は、現状7学級で、今後は、全学年単学級になり、1学年30人前後で推移していくと考えられる。

雄信小学校は、現状7学級であり、今後は、1学年40人前後を推移し、全学年単学級になる可能性を常に秘めている。最近の宅地開発により、多少の増加が見込まれる可能性もあるが、安定的な複数学級の維持は難しい。

新家東小学校は、現状11学級であるが、今後、安定的な複数学級の維持は難しく、平成23年度以降は、全学年単学級になり、1学年30人前後で推移することが予想される。

4 - 3 . 学校規模適正化の具体的課題

信達小学校の過大解消に向けて

【方策】

- 1) 隣接する鳴滝第二小学校、東小学校、一丘小学校、雄信小学校、西信達小学校との間で校区を再編する。
- 2) 通学距離が著しく長くなる再編に関しては、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件とする。

【具体案】

- 1) 市道信達樽井線大阪側及び国道26号線より海側、すいません、ここから、地図を見ていただければよりわかりやすいと思います。海側(牧野、市場、樽井1丁目、中小路)を鳴滝第一小学校、鳴滝第二小学校校区が統合された小学校の校区との調整区とする。
- 2) 信達大苗代を一丘小学校校区との調整区とする。
- 3) 朝日山団地、関空山の手台及びその周辺を雄信小学校校区とする。ただし、この措置は、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件とする。

樽井小学校の過大解消に向けて

【方策】

- 1) 隣接する鳴滝第一小学校、鳴滝第二小学校、雄信小学校との間で校区を再編する。

【具体案】

- 1) 市道信達樽井線大阪側の樽井1丁目、樽井7丁目を、鳴滝第一小学校、鳴滝第二小学校が統合された小学校の校区との調整区とする。
- 2) 現在の調整区の浜区に加えて、サザンコーストを新たに調整区とする。

東小学校の過小解消に向けて

【方策】

- 1) 隣接する信達小学校、砂川小学校との間で校区を再編する。
- 2) 通学距離が著しく長くなる再編に関しては、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件とする。
- 3) 特別認定校制度によって、他校区からの通学を認める(平成19年度より実施)。

【具体案】

- 1) 特別認定校制度によって、他校区からの通学を認める(平成19年度より実施)。受け入れの目標は、短期的には複式学級の解消とし、中・長期的には単学級解消をめざす。特認校の認可の条件として、環境教育をテーマとする教育内容の思い切った特色化を図るなど、在籍者数をふやすための明確な

政策をとることとする。また、学校・保護者・地域住民・学識経験者による特別認定校運営審議会を常設し、地域住民や外部との協働によって、児童募集及び児童数拡大のための諸事業を行う。

鳴滝第一小学校・鳴滝第二小学校の小規模是正に向けて

【方策】

- 1) 鳴滝第一小学校は、今後も全学年単学級の状態が続き、さらに、1学年の人数は10人前後で推移していくことが予想される。鳴滝第二小学校も、今後は、全学年単学級の状態になり、1学年30人前後で推移していくことが予想される。総合的な政策により、12学級以上をめざすために、鳴滝第一小学校と鳴滝第二小学校を統合し、小規模是正を行う。
- 2) 隣接する信達小学校、樽井小学校との間で校区を再編する。

【具体案】

- 1) 鳴滝第一小学校と鳴滝第二小学校を統合する。
- 2) 信達小学校校区のうち、市道信達樽井線大阪側及び国道26号線より海側(牧野、市場、樽井1丁目、中小路)を鳴滝第一小学校と鳴滝第二小学校が統合された小学校の調整区とする。
- 3) 樽井小学校校区のうち、市道信達樽井線大阪側の樽井1丁目、樽井7丁目を、鳴滝第一小学校、鳴滝第二小学校が統合された小学校の調整区とする。

雄信小学校の小規模是正に向けて

【方策】

- 1) 隣接する樽井小学校、信達小学校との間で校区を再編する。
- 2) 通学距離が著しく長くなる再編に関しては、通学バスやコミュニティバスによる通学の安全・利便性確保を必要条件とする。

【具体案】

- 1) 現在の調整区に加えて、サザンコーストを新たに調整区とする。
- 2) 信達小学校校区のうち、朝日山団地・関空山の手台及びその周辺を雄信小学校校区とする。ただし、通学バスの運行、コミュニティバスの活用など、雄信小学校への通学の安全性・利便性を確保することを措置の条件とする。

新家東小学校の小規模是正に向けて

【方策】

- 1) 現在、飛び地となっている地区は、本来、新家小学校区とすべきであるが、新家東小学校の小規模化が進行しないようにするための一時的措置として、これを新家東小学校区に据え置くこととする。
- 2) 新家東小学校の小規模解消については、今後もこのまま児童数減が続き、全学年単学級になった場合には、新家東小学校と隣接する新家小学校の児童数の推移を見守り、平成25年においても、両校児童数の減少傾向が続くようであれば、新家小学校と新家東小学校の統合を視野に、小規模是正を行う判断をする。

【具体案】

- 1) 現在、飛び地となっているファミリー南大阪は、本来、新家小学校区とすべきであるが、当該マンションが新家東小学校区に極めて近いという条件を考え、新家東小学校の小規模化が進行しないようにするための措置として、これを新家東小学校区に据え置くこととする。
- 2) 新家東小学校区の小規模解消については、今後もこのまま児童数減が続き、全学年単学級になった

場合には、隣接する新家小学校との校区再編を考えるべきである。しかし、現在、14学級の新家小学校においても、現在をピークに児童数は減少し、平成25年度以降の入学児童に関しては、1学年1学級で続く可能性がある。よって、両校の児童数の推移を見守り、平成25年度においても減少傾向が続くようであれば、総合的な政策により、新家小学校と新家東小学校の統合を視野に小規模是正を行う判断をする。

8ページ。

4-4. 学校規模適正化をすすめるにあたって

統合にあたって

学校を統合するにあたっては、学校運営・教育内容、施設・設備等についてさまざまな準備が必要になるだけでなく、子どもの心のケア、統合に伴う保護者負担の軽減、教職員配置、交流事業の支援等さまざまな配慮を欠かすことができない。これらについて、詳細に盛り込んだ実施計画を作成し、それに基づき、地域・保護者・行政の代表を含めた準備委員会を立ち上げ、保護者・地域住民の理解を得ながら、子どもの立場に立って丁寧に統合にむかって取り組んでいく必要がある。

前審議会答申で示された教育課題の克服と教育理念の実現のため、モデル校として最大限の支援が必要である。

校区再編にあたって

校区再編にあっても、統合の場合と同様、施設設備面はもちろん、配慮事項も含めた実施計画を作成し、保護者・地域住民の理解を得ながら、子どもの立場に立って丁寧に再編にむかって取り組んでいく必要がある。

実施にあたっての導入方法

実施時期を明示し、上記の実施計画に基づき一斉に行うこととする。

適正な通学距離と通学上の安全の確保

適正化をするにあたって、通学距離が著しく長くなる、あるいは通学上の安全に問題が生じる場合は、適正な通学距離と通学上の安全の確保のために、適切な対応策がとられなければならない。通学バスの整備や、市長部局と連携してコミュニティバスを通学目的に活用するなどのことを具体的に検討すべきである。

「調整区」について

今回の適正化にあたっては、「可能な限り『飛び地』や『調整区』を廃止し、また、新たに設置しないものとする。」との方向で審議を行ってきた。

しかし、それぞれの地域には、大切にしている伝統的な地域コミュニティが存在しているため、校区再編について十分な地域住民の合意が得られず、結果として、『調整区』を新たに設置することとなった。

将来的には、『調整区』の児童生徒数の動向を注視し、今回の課題として残された『調整区』について、前の審議会答申でうたわれた子どもを中心に据えた新たな教育コミュニティとしての単一校区となるよう検証を行っていく必要がある。

なお、今回、新たに『調整区』を設置したことにより、当該地域住民、保護者が『調整区』を十分に理解し、適切な学校選択ができるよう、就学時検診の通知、就学通知書等で明確に『調整区』を示すよう要望する。

また、『調整区』の実施については、学校規模適正化に向け、可能な限り早期の実現が図られるよう要望

する。

10ページからの資料につきましては、前審議会の中身でも示されておりますので、省略させていただきます。

会長 ありがとうございます。

続きまして、本日、2枚、資料が用意をされています。この資料説明を事務局の方でお願いします。

教育部次長

この2枚の資料につきまして、簡単に御説明申し上げます。

まず、A4、縦置きの方をごらんいただけますか。

これは、第5回審議会のときにお示しいたしました、児童推計、平成25年の見込みをもとに、今回の案で調整区とされた部分の10%から50%、調整区のうちの10%から50%が移動すると見込んだときの予測の児童数を入れてございます。平成25年の見込み、各表の一番下の欄が見込みということで、その下の欄外の数字が、そのときの学級数ということになります。各小学校区ごとに10%から50%の間で調整区から移動したというときの見込み数でございます。

それから、もう1枚の、A4、横置きの方ですが、これは、平成19年12月1日現在の信達小学校区のうち、大苗代地区、あるいは国道26号線より海側の樽井1丁目、2丁目等、それから、府道泉佐野・岩出線の新しい道路より阪南市側に位置しております関空山の手台、朝日山住宅、それから、その周辺地区の現在の児童数ということでございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

調整区を設けた場合においても、児童生徒数の適正規模の中におさまるかどうかということのシミュレーションで、事務局の方に資料作成をしていただきました。ただし、調整区から何%調整対象校に児童生徒が行くかは定かではありませんので、仮にということで、1割から5割の幅を持たせて、児童生徒の推計数を勘案をしていただいたわけであります。

これによりまして、そういった前提ではありますが、調整区を設けることによっても、当初の大目標であります、児童生徒数の学校規模適正化という線はクリアできるということとして、資料を御参照願いたいと思います。

それでは、ただいまから、この審議会案全体につきまして、事務局の方に、かなり長文になりましたが、代読をしていただいた、この全体につきまして、どなたからでも結構です、また、どの点についてでも結構でありますので、御意見がありましたら積極的に出していただきたいと思います。

いかがでしょうか。

C委員 最後の資料について、理解できなかったのでもっとお聞きします。

10%から50%来る場合の予測ということで、極めて幅が広いんですけども、例えば、私、浜区なんです、浜を考えると、調整区を設定した場合の浜区の「15、17、15、15、30、24」と雄信小は増えていって、樽井小から減るということなんですけれども、これは何%になってるんですか。10から50というあいまいな数値ですけども、ここに出された数値は何%でやられてるんですか。

教育部次長 ここに上げさせていただいた数字も、浜区、例えば、1年生をごらんいただきたいんですが、15名のうち10%ということで2名、その場合は52名になります。

それから、50%移動すると考えた場合は、8名と計算しまして、58名と、そういうふうな計算でござ

います。

C委員 これ、例えば、浜区、15、17、15というのは現状数ですか。現状の数字なんですか。

教育部次長 平成25年の予測児童数でございます。

C委員 平成25年に各学年がこの数値になると。そこから20%とって、3、3、3、3、4、4となっているわけですね。

そしたら、10%から50%抜けた場合の予測となっている、ここ一応20%という数値計算をしてるんですね。

教育部次長 一番小さい左側の数字が10%移動した場合。それから、一番大きい58というのが、50%移動したと。

C委員 ちょっとわかんないです。左とはどれですか。

会長 平成25年見込みの、一番下の83から95というのが、10%の場合は83人になると。50%の場合は95人になると。

C委員 そうしたことなんですね。わかりました。

会長 ほか、いかがでしょうか。

M委員 すいません。

8ページの、「統合にあたって」、の後ろの方なんですけれども、この2行ですね、「前審議会答申で示された教育課題の克服と教育理念の実現のためのモデル校として、最大限の支援が必要である。」と、こういうふうに書いてくれてまして、このモデル校ということですから、施設設備の素晴らしさはもちろんのこと、前審議会で示されていますように、すべての子どもの学力が向上して、すべての子どもの学力が保障されると。

それから、安心・安全があって、いじめや差別のない学校であると。

それから、3点ですけれども、保護者や地域の人の理解があって、支援があって、地域参画のある学校、いわば、学校を核とした教育コミュニティのある学校と、そういうふうにしていただきたいし、していかなければならないと思っているわけです。

モデル校ですから、泉南市の他の学校のモデル校として、泉南市一のすばらしい統合した学校と。大阪府でも一番ええなというぐらいの学校にしていかなければならないと思っています。

したがって、調整区の話がありましたけれども、調整区からも、たくさん子ども達が通ってくると、そんな学校にしていかなければならないと。

そういった意味で、この部分を、もう少し具体的な記述でお願いしたいと思います。

会長 ありがとうございます。

幾つか御意見いただいてから整理していきたいと思いますが、ほか、いかがでしょうか。

今、統合にあたって、8ページですね、4-4、最後の2行のところ、内容を含めて、もう少し詳しく記述なり押さえるべきではないかという、M委員から御意見いただきましたが、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

D委員 これ、審議会案が今日示されたわけでございますけれども、この件について、会長の御見解をひとつお聞かせいただきたいんですけれども。

先ほどもお話がございました。当然、当初は、一昨年教育問題審議会の学校教育部会の方で、いろいろな具体案やあるいは審議をされたわけでございます。その一部地域の反対が出て答申に至らなかったと。そ

うということ、そのことが伏線になっているのかどうかわかりませんが、今回のこの案を見ますと、基本的には何の解決にもなってないのかな、大規模校、小規模校の改善に当たっては何の解決にもなってないのかなと。ただ、成果としては、鳴滝一小、二小の統合が一つの成果として出てきたんでしょうけれども、当初の調整区あるいは飛び地をなくすという基本概念から見て、あるいは大規模校、小規模校の解消から見て、果たしてこの案で、そのことが基本的に解消されたのかなと。逆に、調整区が増えることによって、その調整区対象の地域の父兄の混乱を起こすのではないのかなと、こういう心配をしてるんですけども、その辺の会長の御見解を示していただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。

あとお一人。

K委員 幼稚園長代表のKです。

前回の答申を見て、適正化のところを見たんですけども、その中で、対象の認定として、大規模校、小規模校ということをしてあげてあって、その後、学校規模の適正化のための原則ということで、大きな項目を上げてあるんですけども、今回のこの案を見ましたら、最後、「学校規模適正化のための原則」ということで、箇条書きで五つ上がっているわけですけども、後「資料」というふうになってるんですが、上の部分と同等の扱いをした方がいいんじゃないかなと思うんですけども。

以上です。

会長 ありがとうございました。

2ページの、項目だけが並べてあって、あと、資料を末ということになっているのを本文に入れてはどうかという御意見でありました。

ほかいかがでしょうか。

どの点でも結構です。

そうしましたら、一たん区切りまして、また、御意見ございましたら出していただきたいと思います。

私へのお尋ねもありましたし、一応、審議会案として提案をいたしましたので、3人の委員の皆さんから出された意見につきまして、私の方の考えを述べて、お諮りしたいと思います。

1点目の、8ページ、「学校規模適正化をすすめるにあたって」の「統合にあたって」というところで、最後2行、モデル校として最大限の支援が必要であるということではあるけれども、すべての子どもの学力の向上、あるいは安全・安心といえますか、いじめや差別のない学校建設、さらには、地域、保護者と一体となった地域ぐるみでの参画型の学校経営といえますか、そういった点について、さらには、施設を含めての全面的な支援について、もう少し中身を書き込んでどうかという御意見がありました。

御指摘のとおりだと感じながらお伺いしておりました。きょう、ではこうですかというのをすぐ持ち合わせておりませんので、できましたら、M委員の御意見を踏まえて、ここ、あと数行ふやすような形で、少し丁寧に記述、説明をしてはどうかというふうに考えております。

記述の関係で言いますと、前後しますが、2ページのところの、学校規模適正化の原則につきまして、からまで、項目だけで、あと資料という形になっている。これを本文に入れてはどうかという御意見であります。私もそのあたり、大変迷ったところではありますが、資料というのも変な形でありますので、そういう御意見がせつかくありましたので、もともとの案は入れておったんです。少し後ろへ下げたらどうかと、いろいろ、意味というよりも、むしろ技術的なことで迷っておりましたところですが、かえって不自然な感じも、御指摘のとおりいたしますので、資料という部分をもう本文に入れまして、学校規模適正化のための

原則を本文で再確認をするということで、最終、審議会案にしていけばと、御意見受けとめております。

2番目に出していただきました、D委員からの、今回の答申の評価にかかわってのところであります。

2点あったというふうに理解をしております。

一つは、大規模校、小規模校の是正が図られていないのではないかとという点が1点であったと思います。本審議会あるいは前審議会も含めまして、審議の直接的な目的は、大規模校あるいは小規模校の解消、是正ということであります。そういう意味では、なかなか均一にはなりませんでしたが、先ほど読み上げてもらいました、学校規模適正の一つの物差しといいますが、基準として示されておりますラインにつきましては、何とかクリアできたのではないだろうかというふうに考えております。もちろん、規模の大きな学校、規模の小さな学校というのは、これでも残るわけではありますが、小学校で2学級、複数学級、そして、中学校で4学級というような目標は、何とかクリアできたのではないだろうかと思っております。

2点目の、この調整区との関係で、調整区をこういった形で新たに設けることにつきまして、第一に心配をいたしましたのは、それによって、大規模校、小規模校の是正がならないのではないかとということが最大の心配でありましたけれども、もちろん、これはふたをあけてみないとわからないという状況ですが、10%から50%の範囲内の、たとえ移動であったとしても、適正規模の範囲内におさまる見通しが立ったということで、調整区の設定に踏み切らせてもらった次第であります。

2点目につきましては、調整区の設定そのものがふえてるじゃないかと、前審議会では、調整区をもうなくせと、それを前提に考えろということであったのに、本審議会案は逆行してるじゃないかということの御指摘につきましては、事実でありますし、私自身も、全くそのとおりであります。以前、お示しをいたしました、会長試案を思い出していただいたらありがたいんですけども、会長試案でも、その意味では、基本的に調整区を設けないという形で提示をさせていただきました。しかも、大規模校、小規模校が、よりクリアな形で是正されるということで、平成25年あたりまでの児童推計も見渡しまして、私としては、最善のものとして会長試案を示させていただいたところでもあります。

しかしながら、その後の区長会、PTA、議会、さまざまところでの意見で、対立点が多々生じました。D委員にも、大変その調整で御苦労願ったところがございますが、どうしてもその対立が解けない、区としての地域コミュニティを大切にしたい、そういう意見と、児童推計数、あるいは中学校区を単位とした新しいコミュニティの形成という、この二つが、実際の線引きでは、なかなか一本の線にまとめ切ることができなかった。私の力不足も含めまして、そういうことではないだろうかと思っております。

しかし、だからといって、現状の大規模校、小規模校の是正を放置するというわけにもまいりませんので、苦肉の策といいますが、とりあえず、従来の、区を単位としたコミュニティを尊重いたしましょうと。しかし、規模是正が図られるような通学校区の設定をいたしましょうと。その範囲で設定をすると、調整区は一体どうなるんだろうかということで、今回、調整区を設けた次第であります。

何度も言いますが、私としては、当初の会長試案が一番、通学距離の面から言いましても適切ではないかというふうに考えておりますが、校区コミュニティか、あるいは通学距離や規模是正を最優先するか、どちらかということ、もう最終的に、地元の住民の皆さんに判断を願うしかないということでもあります。

そういう意味では、3年、4年たっていくうちに、1割から5割のどの辺で落ちつくのか、新しい住民の皆さんもおられますし、地元からもともとコミュニティを支えてこられた児童・生徒の保護者もおられるわけです。そのあたりのことが、最終的にどのあたりに落ちつくのかということによって、むしろ、これからの住民の皆さんの判断によって、調整区が一本の線になっていくということに期待せざるを得ないのではな

いかというふうに至ったのが、そのとおりであります。調整区は設けるなということで、前審議会から引き渡しを受けました。また、D委員がおっしゃるとおり、コミュニティ、コミュニティと言いながら、向かいの子どもはあっちへ行くと、うちはこっちへ行くと、お互い、交差しながら通学するというのはおかしいんじゃないかと。全くそのとおりでありまして、それが児童生徒の最善の利益とどう合致するのかと言われましたら、もうそれも全くそのとおりでありまして、大変申しわけない形では、取りまとめができておりませんが、とりあえず、今、合意できるのは、このあたりではないかというところで、何とか御理解をお願いしたいと思います。

議会でもいろいろな御意見があって、かなり、取りまとめなり御苦勞をおかけしたというふうには伺っておりますが、何とかそういったことで御理解をお願いできたらと思います。

ほか、いかがでしょうか。

全体につきまして、また、先ほどと同じ委員の皆さんでも結構ですので、御意見、御提案ありましたら、よろしくお願ひしたいんですが。

D委員 大変御苦勞だと思っています。

この案について、何も私は反対しているわけではございませんけれども、ただ、先ほども、会長、いみじくもおっしゃいましたように、これは、あくまで、私は、一時しのぎの案でしかないのではないのかなと、こう思ってます。

こういう審議会の場で、前々回ですか、どなたか委員さんがおっしゃいましたけれども、お互いにバックの集団を持っている中で、なかなか各自の委員の意見を取り入れていると、あるいは地域の要望を取り入れると、こういう案になってしまうのかなと、こう思うんですけれども、そういう意味で、私、今後の要望でございますけれども、やはり市長なり、あるいは教育長、教育委員会を含めて、強いリーダーシップを持って、会長は、当初、会長試案で示された最善の案とおっしゃられましたけれども、それに近いようなことを、近いうちに強いリーダーシップを発揮してやっていただくということを私はお願いしたいと思います。

それと、この教育問題審議会案の中に、一つぜひ入れていただきたいのは、今、市財政も大変厳しい状況にはございますけれども、そのことをもって、子どもを犠牲にしないと、こういう意味の文言はぜひ入れていただきたいなと。教育を犠牲にしないということは、子どもの、先ほども言いましたように、最善の教育を受ける権利を保障するということが、やはりぜひつけ加えていただきたいなと、このように思います。

会長 ありがとうございます。

財政の話にもなりますので、そういった提案、教育長、いかがですか。

教育長 市長あるいは教育長、教育委員会が強いリーダーシップを発揮して、子ども達にとって最大の、最良の校区編成を、あるいは学校適正化を図ることが必要であるというD委員の御指摘については、また、市長にも十分伝えます。検討していきたいと思ひますし、まさにそのとおりであるなというふうに痛感しております。

財政の犠牲にならないようにというふうなお言葉につきましては、副市長、それから、財務部長も委員として参画をいただいておりますので、受けとめていただけるものというふうに判断しております。

会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

C委員 D委員もおっしゃられたように、やっぱり本来、市長、教育長のリーダーシップで、こういう事項は決着つけなければいけないのかなというふうに考えております。

会長は、当初の原則論で提案されて、こういう形になるということにいろんな苦慮をしたと思うので、感謝いたしたいと思います。

それで、やっぱりこの資料は、例えば、飛び地や調整区を廃止し云々という原則に立ってっておりますから、これ外さないで、1つにすれば、矛盾がかなり生じてくるので、これは外すべきだと思うんですけども、一体化するという本文とこの関係ですよ、資料というの。

この原則論から出発したわけですけども、それに則って会長試案が出され、地域コミュニティ等の意見の中で、学校コミュニティ、地域においても、やっぱり実際にぶつかる諸問題に関連しまして、一定、こういう判断を余儀なくされているということだと思います。

そういう意味では、資料を一体化するというのはどうかと思いますので、それ、会長も分離するというふうにおっしゃられたんで、そう理解させていただきます。

会長 いや、分離するではなくて、もう本文に入れてはということでお話させてもらったんですが。

C委員 あ、そうなんですか。本文に入れると。

ということは、過渡的に、今後もこういう原則でいくということを示すというご意志でございますか。

会長 そうです。ですから、大きな2番目の項目は、前審議会が一体何を述べたのかということ再認識しましょうということでありましたので、前審議会は、こういう考え方でやってきましたということとして、それで、もちろん、前審議会の、その飛び地、調整区につきましても、でき得る限りということが書いてあります。今回につきましては4ページから始まるわけですが、実は、それがもう実現できなかったということで、最後の の文章につながっていく。つまり、今回の適正化に当たっては、何々との方向で審議を行ってきた。しかし、できなかった。しかし、この原則は堅持していこうということで、そういうことで御理解願いたいと思います。

C委員 細かい点、ちょっとお聞きいたしますけれども。

調整区はそれで結構だと思いますが、ちょっと気になるのは、樽井小学校区と雄信小学校区と信達小学校区が重なっているところですよ、26号線の泉南トンネルをちょっと下がってきたところなんだと思うんですけども、この辺、ちょっといろいろ入り乱れてるんじゃないかというふうに、ちょっと懸念しております。鳴滝小学校区関係の、市役所の通り、それから、26号線ということで、そこを調整区にするということは、これはこれで結構なことなんですけれども、この地図で言えば、もうちょっと左側ですよ、緑と柿色と赤が交差しているところですね、この辺がちょっとあいまいじゃないかなというふうに懸念しております、調整区云々じゃなくて、これ完全に境界を引いたままそのとおり施行していくということなのかということが1点。

文書の文字面の問題なんですけれども、雄信小学校と樽井小学校区の再編ということに絡んで、再編というのは、最初誤解して地域の枠組みを変えるかなというふうなことも、文字面からそう理解したんですけども、再編ということは、この項目の説明である限り、サザンコーストを調整区にすると、その1点に尽きるということを確認したいと思います。

2点です。

会長 雄信と信達と樽井のこの赤とオレンジと緑の境界のところは、これは現行の校区のままで、今回の審議会では特にいじっていないラインなんですけど、それではあれなんですか。

C委員 ちょっと誤解があれば訂正していただきたいんですけども、26号線の海手の方ですね、そこから26号線を越えて信達小学校、中学校へ行ってる、いますよね、子どもたち。この地図は、厳格に、そ

こはこの枠で区切ってくれてるんですか。そこがちょっと不明なんですよ。

いや、この地図である限り、26号線で区切ってるのか、ちょっとこれ大ざっぱなんで、細かいところが見えませんが、その点だけ。

鳴滝第一、第二小学校の周辺の調整区域というのは明示されてるから、それはいいんですけども、一部調整区云々する必要、小さなエリアだと思うんですけども、それはどうなのかということを正確にちょっと教えてほしいんですよ。

会長 事務局の方でわかりますか。C委員の。

C委員 わかりやすく言えば、例えば、馬場番地の人が信達小学校に行ってるとか、樽井番地の人が信達小学校に行ってるとかあると思うんですよ。だから、そこをもうちょっと正確にお知らせしていただきたい、説明していただきたい。

教育部次長

今、C委員の方から御指摘いただきましたところにつきましては、今回の調整区にはなっていない。現状のままで考えている部分でございます。

ただ、実際の問題といたしまして、馬場1丁目の一部につきましては、本来の校区でございます学校に通学路が一部整備されていないというふうな事情がございます、子ども達の安全のために、信達小学校に指定校を変更しているというふうなケースが確かにございまして、26号線を越えて信達小学校に通学しているというふうな実態がございます。

C委員 樽井地番はないんですか。馬場地番だけですか、子ども達は。

教育部次長 樽井の2丁目の一部につきましても、信達小学校に通っているというふうな部分がございます。

教育部参与 今、C委員おっしゃっているところにつきましては、馬場1丁目についてはそのとおりなんですが、樽井2丁目等につきましても、一部につきましても、実は、この場所につきましては、この国道ですね、これがつく以前というんですか、それから、地番が1丁目、2丁目になる前につきましては、もともとこのあたりについては、非常に信達小学校に近いということで、もともと信達小学校に通っていたというところになりまして、それで、今回、校区再編に当たってはこのあたりも一定考えたんですが、現校区のままということで、再度、提案させていただきました。

C委員 だから、私が指摘したことはそうだということなんです。樽井地番の子ども達、あるいは馬場地番の子ども達の一部が信達小学校に行っていると。この現状に対して、樽井区及び馬場区には説明は今回していますか。それで、一応確認とっていただいているんですかね。その必要はないという判断なのかもわからないんですけども、その点、ちょっと説明いただけますか。

僕は、別に合意できればそれで構わないし、あえて反対するという気持ちは全くありませんが。

E委員 これがこの調整区域になった部分と、そのまま、調整区域がなくなってますやんか。トンネルの手前の、これ言うてはるわけでしょう。その説明ちゃんとして。調整区域にするんやったら、この部分も調整区域に、前回のままだらせないかんやろということ。わかります。

教育部長 C委員の質問でございますけれども、地元の区長、地元の方々に説明しているのかということですが、一応、馬場区につきましては、馬場区長さんには、一応、そのような趣旨で説明をしております。

樽井区の方につきましても、樽井区の方から、こういうふうな提案もいろいろいただいております、先

ほどの説明のような説明を一応させていただいております。

この馬場のところにつきましては、泉南トンネルの海側ですね、ここにつきましては、校区は雄信小学校区ということでございますけれども、非常に雄信小学校へ行くのに、非常に遠回り、道の整備ができておりませんので、非常に遠回りをして、その辺の交通安全、防犯とか、その辺の、児童の安全性を考えて、校区指定の変更ということで、一応そういうふうな申請をしていただいて、信達小学校へ行っているというのが現状でございます。

C委員 E委員おっしゃっていただいたように、そういうことで言えば、厳密に言えば調整区にしなきゃいけないわけですね。それはもう少数だから、それはもうそのままにしておくということなんですかね。

その辺、ちょっと解釈をきちっとしていただきたいと思います。

会長 もし事務局から補足があれば、していただいたらいいんですけども。

校区の再編あるいは調整区の設定につきましては、大規模校の是正、小規模校の解消にかかわる部分のみ今回変更すると。それ以外は現状維持でいくということでありますので、今、C委員から言われた点に、個別のふくそうした事情があったとしても、もう現状のままいくということで、議論の対象にはなっていないところだというふうに御理解願いたいと思います。

ですから、このこと、ここに調整区を設けることによって、どの学校の大規模校の是正や、どの学校の小規模校の是正という説明がつかなければ、調整区という議論が出てくる余地はないと思います。

ただし、現状において、一部矛盾があると。個別の特殊なケースが存在をしているということでありましたら、それは校区再編の議論ではなくて、その特殊なケースを、今後、個別事例として認められるかどうかというのは、通常の教育行政の範疇の中で御判断していただければいいんじゃないだろうと思うんですが、いかがでしょうか。

C委員 関空山の手台とか、バスとかコミュニティバス、学校バス等で運行するところまで書かれてるんで、そうであれば、雄信小学校が、6学級、7学級しかないという現状で、それは再編にもかかわるかなというふうな論点は一部は成立すると思うんですけども、それはもう強弁いたしませんので、判断はお任せしたいと思います。

会長 ですから、矛盾点が確かにあるということは、そういうことありますので、少し今後の教育行政の運営の中で、特殊なケースとして認めていくのかどうかは、課題として受けとめておいていただきたいというふうには思います。

ただし、本審議会での、校区再編の対象ということでは、少し対象外になると思いますので、御理解願います。

ほか、いかがでしょうか。

Q委員 今の議論なんですけれども、僕も今見ててそうなんですけれども、5ページの、具体的課題のところの、信達小学校の解消のところを見たときに、例えば、具体案の1として、信達樽井線より大阪側というのが入ってますね、ここに。ちょっと地図を見たら、第2阪和より、海側がすべてそういう調整区になるのかなというふうに思ったんで、ここに信達樽井線より大阪側というのが入ってるんですね。これ、前の案では入ってなかったんですね、ここが。入ってるから、先ほど、信達小学校の一部ちょっと出てるやつが、その現状のままということなんですね。

わかりました。

E委員 この説明下手くそなんや。この道を渡って行ったら危ないから、ここで線を引きましたと。そう

いう説明せな。その一部、信達小学校区にしてしもたから、C委員さんが言うてるように、なぜ、ここも調整区域にしないのかと言うてくるわけです。その説明ちゃんとせな。と思います。

会長 前回のやつで言うと、国道で切っていたので、海側と、それやったらわかりやすいけれども、この市役所の前の道で大阪側と切るの、左のこのところがややこしい問題が起こってくるということなんですね。

ということで、一応、しかし、あくまで、現状の校区を尊重いたしましょうと。可能な限り現状の校区を尊重いたしましょうということで、少し戻した形の線引きをさせていただいているということで御理解願いたいと思います。

事情というか、そういうややこしい話が起こってくる事情が、今、Q委員からもおっしゃっていただきました、E委員からもありましたので、わかりましたが、一応そういうこととして理解をお願いしたいと思います。

可能な限り、現状の校区を残そうということで、国道の海側だけでも、現状の校区ということで、ほんの気持ち、調整校区を少しでも小さくしようということも含めてこうなっているということで御理解願いたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。

副会長 先ほど、D委員が言われたことは、私も非常に重要なことだと思うんです。

やっぱり調整区に関しては、前審議会の基本原則の中でもでき得る限り、ちょっと文章がこの8ページと違いますけれども、前の審議会の言葉に直した方がいいと思いますけれども、でき得る限り、調整区を廃止し、また、新たに設置しないものとするという前提で、我々もこの審議に対応してきたと。

しかし、伝統的な地域コミュニティというものが存在して、そこをやはり踏まえざるを得ないということで、この調整区を、ある面では、新たに設置したと。これやっぱり逆行するんじゃないかと。かつ同時に、調整区ということは、本質的な解決にならないじゃないですかと、どうするんですかと、こういう御質問、御意見が出ることは十分承知しておると。

問題は、この8ページ、書きぶりで非常に難しいと思うんですけれども、8ページの、「将来的には」、以下のこの文章ですね、この3行ですね。ここをどう、今の原則論と、こういう伝統的な地域コミュニティと新たな教育コミュニティとの、ある面で調整といいますか、ここを、現在はこういう案を出したんだというところの、何かもう一つ工夫が要るかなと思うんです。

例えば、しかしながら、将来的には、動向を注意して、今回残された調整区については、例えば、子どもの最善の利益を中心に据えた、新たな教育コミュニティとしての単一校区とするためにというか、もっと能動的に、十分な検証を行っていくというような、何かもう少しちょっと強めの表現が、この「将来的には」から「必要がある」の3行のところにもう少し工夫が要るかなというふうに率直に思います。

会長 ありがとうございます。

調整区のところの後段の部分ですね、特に。書き方も含めて、調整区の解消という方向が一層明確になるような表現の修正が要るのではないかとということで、先ほどの、D委員からの意見を、もう少し文章でそのことが伝わるようにしようという提案であったと思います。

ほか、御意見いかがでしょうか。

P委員

今、副会長おっしゃられたように、最終的には、その動向を見た上で、きちっと整理をしましょうという

ところについては、ほんとに賛成できると思います。

ただ、最終的に判断をするところは、また、再度、教育問題審議会を立ち上げるのか、はたまた、市長、教育長ラインで決めてしまうのかと言うと、私は若干違うんじゃないかなというふうに思います。

泉南市には5名もの教育委員さんがおられて、ずっと泉南市の教育行政について議論していただいているというふうに思うんですが、最終的には、独立した行政機関でもありますから、教育委員会は、教育委員さんのリーダーシップのもとでやっていただけたらいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

会長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

E委員 ささいなことなんですけれども、これ、資料の中の一小と二小のこの合計数、6年生のとこ、これ38で、これ49人でええん違うんですか。小計のとこで。12と37やから。38になってんやけれども、どっちが間違ってるんですか。

教育部次長 資料の合計が間違っております。申しわけございません。

会長 6年生のとこですか。6年の小計ですね。

はい、わかりました。ありがとうございます。

K委員 全く別件ですが、地図を見ながら思ったんですけれども、りんくうタウンのところに、イオンの前あたりに、今、住宅が建ってるように思うんですけれども、それは、この校区の中にきちんと明記、色の中に入ってるんですかね。

入ってないんじゃないかなと思ったんですが、もしそうだったら、どの部分を伸ばすのか。

E委員 入ってますよ。黄色の部分が岡田の、西信達小学校です。

K委員 踏み切りを渡って行ったところ。

E委員 そうです。踏み切り渡ったところから入ってます。これ。

K委員 鳴滝の坂下ったところ、あ、入ってるんですか。新しいところ、ああ、そうですか。

会長 ちょっと部長に説明してもらいましょう。

教育部長 今言われている部分につきましては、全部、この太い黒の線ですね、この中には一応入ってございます。

りんくうタウンの中は、一応、これ住宅が認められておりません地域でありますので、その部分は当然入っていないということでございます。

今言われている箇所につきましてはすべて入ってございます。

会長 ほか、いかがでしょうか。

Q委員 先ほどから出てる議論とちょっとかぶって申しわけないんですけれども、先ほど、D委員の方から、財政的な問題も含めてという話もございましたし、M委員さんの方から、8ページの、統合に当たっての2行の、やっぱりもっと丁寧にといい会長さんのお話もあったんですけれども、やっぱり統合となってくると、教育行政だけでは当然これできない話でもありますし、やっぱり総合行政として、ここをしっかりとやっていくんだという部分も含めて必要なかなというふうに感じております。

また、これから、これがこのままとまっていけば、審議会案として一つの流れをつくっていくとは思いますが、そうなってくると、私たち審議委員としても、市民の方に、やっぱりこういう形でまとまっていますという話も、当然、これから先出てくる話でもありますので、当該地区に住んでるからという

こともあるんですけども、審議委員としては、副市長、財務部長も含めて委員として構成されておりますので、もし、代表してでも副市長の方からでも、そういった部分も含めて、何かコメントをいただけたらなというふうにちょっと感じております。

R委員 今までの議論を聞かせていただきますと、やはり財政が一番大事なというふうに認識いたしております。

ただ、現状では非常に厳しい中での運営でありますけれども、特に、やはりこれからのまちづくり、国づくりは、教育が一番大事だという認識は、私も教育長も、市長も含めて認識を持っておりますので、その辺は、これからどういう形になるかという進める中において、きちっとした議論はさせていただかなければならないのではないかというふうに考えております。

ですから、最近、特に、やっぱり教育施設に対しても、かなりシフトを置いた中での対応をさせていただいておりますので、当然、今後とも、引き続き、そういう対応になっていくのではないかなというふうに考えております。

会長 ありがとうございます。

審議会で、少し、議会みたいな感じになってまいりましたが、御意見いかがでしょうか、ほか。よろしいでしょうか。

P委員 すいません。ちょっと1点だけ、ちょっと簡単な質問なんですけれども。

この資料の2ページのところに、「中学校区の教育コミュニティづくりを基盤とする適正化」というふうに、原則の中で一つあるんですが、たしか、泉南市、泉南市というか、全国的に、平成13年度だったと思うんですが、文部省の教育活性化事業ですかね、3年間、予算がついて、実施され、その後、地域協議会というのができて、今も信達中学校区でしたら、すこやかネットとかいうふうな形で続いていると思うんですが、現状、教育委員会としては、この中学校区の教育コミュニティというのは形成されているのかどうかというのを、一つ、ちょっと見解、参考にだけお教えいただければと思います。

会長 事務局の方、よろしいですか。

教育部参与 P委員さんの方から出ましたように、各中学校区に学校協議会がございますし、信達は信達中学校区において、本当に、保育所、幼稚園、各小学校、そして、各種団体等が参加しまして、そういった中学校区における教育コミュニティづくりというものが、毎年、大きな行事をもってされていますし、常日ごろにおきまして、子育て支援等、そういった学習会というんですか、そういったものも、専門部会において取り組まれております。

この動きは、何も信達中学校区だけではないに、先ほど言いましたように、四つの中学校区におきまして、それぞれ活発にされております。

そういった、年2回、特に大きな行事としましては、信達であれば「しんだちのワッ」というんですか、ああいう会を持たれて、信達中学校区の保護者や地域住民、また、幼稚園の子ども達、保育所の子ども達、多くの子ども達が、本当に参加しまして、交流会を持っております。

そういったことで、4中学校区とも、それぞれ特色を生かしまして、そういった教育コミュニティづくりについては、一定の取り組みのもと進んでいるというふうに考えております。

今後も、教育委員会としましては、中学校区ごとの協議会の運営につきましては支援していきたいというふうに考えております。

会長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

I委員 すいません、ちょっと質問なんですけれども。

4ページの、適正の対象認定というところで、今まで、お話の中で、児童推移、児童推移ということで、平成25年度までの人数を大体推移しまして、是正するというお話は進んでると思うんです。また、調整区の話とか、今回の審議会案について、私は反対する意見も、賛成の方の意見なんですけれども、ただ一つ、ちょっと質問したいのは、平成25年になりました。児童の人数を見たところ、人数が多かったところ、まだ大規模校だと。例えば、まだ小規模校だと。そうすれば、この文章で言うと、もう一度話し合いをしましょうとかというような感じで受けとめられるんですね。

そしたら、25年度になったときに、もう一度、話、審議会として立ち上げて、お話をするのか。25年をめでにしましょうということで、そしたら、25年になったときに、もう一度話し合いをされるんでしょうか、どうか、そういうことなんですけれども。

会長 今回の線引きに当たりましては、児童推計というのが大変大きな役割を果たしてしまっていて、あくまで推計ではありますが、一定の年限を切って、推計を出してもらっているわけでもあります。その時点になって、I委員おっしゃるとおり、推計どおりではなかったと。大規模校だと、あるいは小規模校の是正ができていないときにどうなるかということだと思います。

私も、確かに心配はありますけれども、本審議会としましては、そこまでの見通しが、可能な限り、最大の科学的な根拠でありまして、その時点でこうなっておれば、再度、審議会を立ち上げるとかというようなことにまでは、審議会としては、今後の取り組み方について、縛りといいますか、規定はできない、あるいはそこまでは諮問を委員長から受けていないということで、あくまでも、現状のもとでの見通しを立てた、大規模校、小規模校の是正のあり方について諮問をされているというふうに理解をしております。

先ほど来ておりました、調整区をなくしていくということにつきましても、その議論はどこで始まるのか、いつから始まるのか、だれがやるのかというようなことにつきましても、本審議会としては、やむを得ず、調整区をつくってしまったけれども、なくしていくというのが原則ですということまででありまして、調整区の動向によっても、随分と学校規模が、今後2年、3年のうちに変わってくると思います。そのあたりのことは、申しわけないですが、本審議会では、そこまで今後の方向を規定することはできないというふうに御理解願えないでしょうか。

あとは、もう、ですから、また、もう一度、審議会を立ち上げてとされるのか、教育委員さんがおられるので、そこで議論してもらおうということになるのか、こういった形、こういった時期になるかということにつきましては、今後にゆだねるということになるかと思います。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

C委員 1点だけ、資料的な先ほどの10%から50%の話なんですけれども、水差すわけじゃないんですけども、サザンコースト、調整区にしましたけれども、今、やっとなんて5号踏み切り拡幅しまして、サザンコーストから樽井小学校への通学路をきちっと整備して、もうこの2月、3月ぐらいから動き始めるんですね。だから、逆に、サザンコーストから男里川を下っていくとか、非常に交通の危険性とかいろいろあるので、これ簡単に10%から50%と書かれておりますけれども、僕としては、これはあり得ないことだろうなと思っておりますので、若干それだけ言い添えておきたいと思います。

会長 ありがとうございます。

そうしましたら、ほか、特にございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

いろいろ御意見をいただきましてありがとうございます。

大きな変更点といえますか、修正点といたしましては、一つは、前審議会が示しました、学校規模適正に関する考え方、原則ですか、本日の資料では、最後の資料として2ページ入れておりますが、これを本文の中に挿入すると、本文の一部として採用するという点での修正を一つ加えたいと思います。

二つ目は、8ページのところで、「統合にあたって」というの項目がございますが、モデル校として最大限の支援が必要であるという、この部分につきまして、M委員あるいはQ委員の方からありました点を踏まえて、内容を少し膨らませて、行を足して、修正を加える。これが2点目であります。

3点目は、これは、一番議論になりました、調整区のことにつきまして、8ページの になります。単一校区を目指すという方向を、もう少しはっきりわかるように、表現の修正を行っていく。

こういった3点の修正、1ヵ所は、もうそのまま文章の移動ですので、はっきりわかりますが、8ページの と につきましては、文章の一部修正という形で対応をしたいと思っております。

修正した分につきましては、既に示されている、 、 の中身を超えることはございませんので、一応、会長の私の方に、修正文については御一任いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。

前の審議会で大きく議論になりました、鳴滝第一、第二小学校の統合、あるいは調整区ということの設定を含めた線引きにつきまして、一部、一任されました修正点は残しますが、審議会案としての大筋の一致を見たものと思います。

これを、審議会案として、今後、市民の御意見を求める場に提出していきたいと思っておりますので、再度、御確認をお願いしたいんですが、これで、審議会案ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。

それでは、今後のスケジュールであります。それを審議会案といたしまして、市民から広くパブリック・コメントを求めていくこととなります。

条例で定められた手順に沿って作業が進んでまいりますが、市の広報にパブリック・コメントを求める記事を掲載していただくとなりますと、逆算をいたしますと、3月号ということになるようであります。意見を聞く期間に1ヵ月が必要となってくるということでありますので、3月から4月にかけてということになります。

パブリック・コメントを求める方法につきましては、既に条例で定めてあるとおりでありますので、あえて復唱はいたしません。そういった市民からの声を整理いたしまして、最終的な審議会としての答申案の会合を、4月の中旬に持ちたいと思います。それが第10回の審議会になると思います。その中で、パブリック・コメントの意見を踏まえて、さらに調整が必要かどうか、最終的な議論の場になりまして、4月の下旬、審議会の答申をまとめるための第11回といえますが、最終的な審議会の開催という段取りで御案内申し上げていきたいと思っておりますので、日程につきましては、また事務局を通じて連絡いたしますので、4月中旬と下旬、新年度の慌ただしい時期であります。御協力、よろしくお願ひしたいと思います。

熱心に御議論いただきまして、一部修正も含めて、ようやく審議会案という形にまでまとめていただきまして、ありがとうございます。

本日の議事につきましては、これで終了といたします。

事務局の方から、何か連絡がありましたら、よろしく願いいたします。

教育長 第9回の教育問題審議会の閉会に当たりまして、一言、教育委員会事務局を代表いたしまして、お礼を申し上げたいと思います。

きょう、第9回で教育問題審議会が終了したわけではございませんけれども、きょうは、第1回、平成18年7月からずっと今日まで、子ども達の利益を最優先ということで考えていただきまして、校区再編について御議論をいただいていたところでございます。

本日、審議会案として、ほぼまとまったということでございまして、本当にうれしく思っております。一部、修正ということはございますけれども、皆様の熱心な御議論によりまして、審議会案にほぼまとまったということにつきまして、本当に心から御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

本日は、本当にありがとうございました。

教育部長 それでは、先ほども会長の方からありましたように、第10回教育問題審議会、また、最終の教育問題審議会の日程が決定次第、御案内を送付したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、第9回教育問題審議会はこれをもって閉会いたします。

委員の皆様方、どうも御苦労さまでした。

ありがとうございました。